

A 傾向と分析、今後の取組に向けて

令和元年度「人権教育の推進に関する調査」結果概要

〈調査目的〉

各学校における人権教育の推進にかかわる状況を総合的に把握し、今後の人権教育の推進に活かす。

〈調査対象数〉

387校(県内の公立及び私立の全学校)

小学校:202校、中学校:113校、高等学校等(特別支援学校を含む):72校

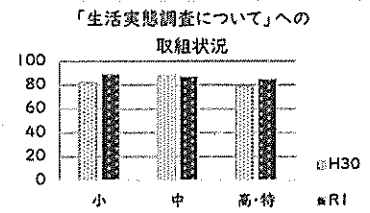
※ 小中学校及び中等教育学校の結果については、それぞれの校種(小学校と中学校、中学校と高等学校)として処理しています。

I 令和元年度における学校等の実態及び教育課題

「実態調査」の有無

- ・ 多くの学校で児童生徒の実態等を把握するための調査が実施されている。
- ・ 生活実態調査に取り組んだ学校の割合が、平成29年度から小学校、高等学校・特別支援学校で増加し続けている。

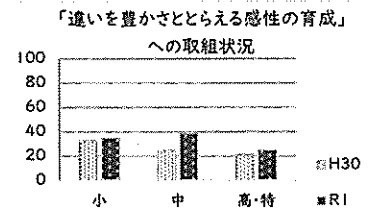
小	:	(H30)	82%	→	(R1)	89%	[Δ7p]
中	:	(H30)	88%	→	(R1)	87%	[▲1p]
高・特	:	(H30)	79%	→	(R1)	85%	[Δ6p]



「教育課題」

- ・ すべての校種において、「基礎学力の定着」、「コミュニケーション能力の育成」を教育課題とする学校の割合が高い傾向は、ここ数年変わらない。
- ・ 違いを豊かさとしてとらえる感性の育成を教育課題とする学校の割合が、中学校で大きく増加している。

小	:	(H30)	33%	→	(R1)	35%	[Δ2p]
中	:	(H30)	25%	→	(R1)	39%	[Δ14p]
高・特	:	(H30)	21%	→	(R1)	25%	[Δ4p]



- 子どもたちの自尊感情を育み、集団づくりを進めることは、学校における人権教育を推進するための成立基盤として捉える必要があります。
- 子どもたちと教職員がともに、日常のあらゆる場面において、そこにあるちがいを豊かさとしてとらえ、確かな人権感覚を育てる場としての学校づくりを進めていくことが大切です。

【参考となる資料】

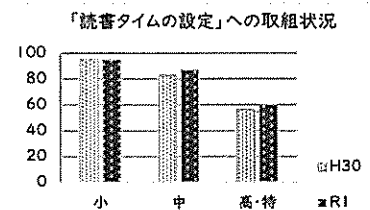
- ◎ 主体的に学ぶ意欲や態度の育成のための取組
(〔第三次とりまとめ〕指導等の在り方編 p.27、「なかまとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等)
- ◎ 児童生徒のコミュニケーション能力育成のための取組
(「人権教育の手びき第52、53集」、「なかまとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等)
- ◎ 児童生徒の自尊感情の醸成と集団づくり
(「人権教育の手びき第52、53集」p.11～22、「なかまとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等)

II 平成30年度における人権教育の推進について

I 取組の具体的内容について

【A 教育を受ける権利の保障を通して】

- ・ 基礎学力を定着させる取組として、「授業改善(授業展開・教材・教具の工夫など)」、「課題を有する児童生徒の把握、共通理解」は、ほとんどの学校で取り組まれている。
- ・ 「読書タイムの設定」に取り組んだ学校の割合が、中学校、高等学校・特別支援学校で増加している。

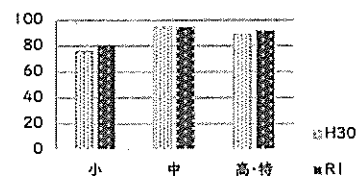


小	:	(H30)	95%	→	(RI)	95%	
中	:	(H30)	83%	→	(RI)	87%	[Δ4p]
高・特	:	(H30)	56%	→	(RI)	60%	[Δ4p]

- 多様な進路を選択する力の育成については、「上級学校の見学(学校説明会や授業体験などを含む)」に取り組んだ学校の割合が、小学校、高等学校・特別支援学校で増加している。

小	:	(H30)	76%	→	(RI)	81%	[Δ5p]
中	:	(H30)	95%	→	(RI)	95%	
高・特	:	(H30)	89%	→	(RI)	92%	[Δ3p]

「上級学校の見学」への取組状況



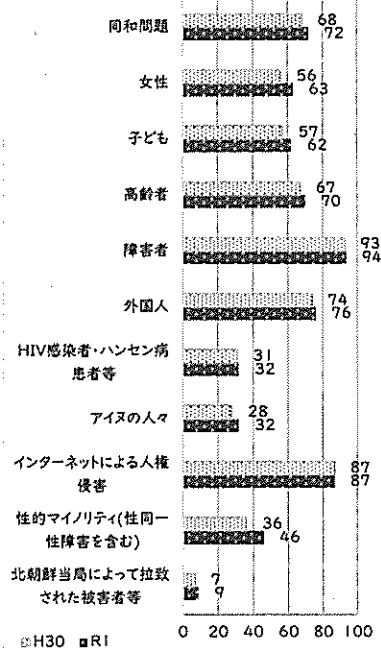
- 「学ぶことは、ひとが豊かな暮らしを実現するためになくてはならない基本的人権の一つである」ことを常に意識し、子どもたちの「自ら学ぶ力」を育むような様々な教育活動が求められています。
- 子どもたちの多様な進路選択を保障し、また自ら進路選択する力を育てるためにも、上級学校の見学は大変有効です。また、校種を超えた生徒会・児童会の合同ボランティア活動などを通して、子どもたちだけでなく、教職員間においても連携を深めることが大切です。

【B 人権についての理解を深める教育として】

- 「性的マイノリティ(性同一性障害を含む)」について取り組んだ学校の割合が大きく増加している。また、昨年減少傾向だった「同和問題」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「アイヌの人々」について取り組んだ学校の割合が増加している。

同和問題	(H30)	68%	→	(RI)	72%	[Δ4p]
女性	(H30)	56%	→	(RI)	63%	[Δ7p]
子ども	(H30)	57%	→	(RI)	62%	[Δ5p]
高齢者	(H30)	67%	→	(RI)	70%	[Δ3p]
アイヌの人々	(H30)	28%	→	(RI)	32%	[Δ4p]
性的マイノリティ	(H30)	36%	→	(RI)	46%	[Δ10p]

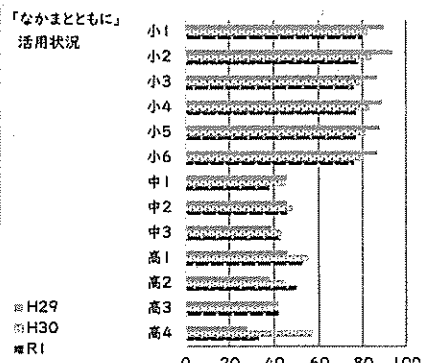
- 全ての教科領域において、個別の人権課題と子どもたちを会わせる機会の設定や、教材の発掘・創造を進めることが求められています。また、人権感覚や人権意識の高揚を図るためには、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」を、児童生徒の発達段階に応じてバランス良く展開していくことが効果的であると考えられます。
- まずは教職員が様々な人権課題に対する知識・理解を深め、自ら学び続けることが大切です。教職員の学び続ける姿は「隠れたカリキュラム」として、子どもたちの「主体的に深く学ぶ習慣」の獲得を促進します。



- 【参考となる資料】**
- ◎ 普遍と個別のバランスのとれた学習のより一層の工夫
(「人権教育の手びき第47、49~56、58~59集」、「なかまとともに」小学校1・2、中学校、高等学校」等)

- 「なかまとともに」を活用した割合が小学校(特別支援学校小学部含む)においては減少が続いている。中学校においても、中1・中2で減少している。

- 人権教育学習資料「なかまとともに」教員向け指導資料集では、教材の具体的活用に向けた学習展開(主題、教材について、ねらい、展開例等)や関連資料を掲載し、教職員の研修や、子どもたちの学びの補助資料として活用するなどの工夫が必要です。



【参考となる資料】

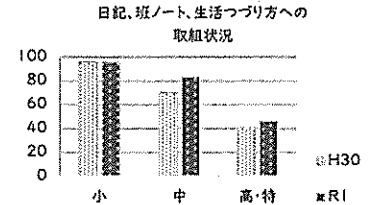
- ◎ すべての教科・領域を通じた人権教育(個別の人権問題についての学習を含む)の推進
(「人権教育の手びき第45集」、「人権教育の手びき第50集」p23~34、「人権教育の手びき第55集」p7~14等)
- ◎ 人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用(「人権教育の手びき第58・59集」)

【C 人権を尊重する主体を育てる教育として】

【豊かな感性・自尊感情を育む取組として】

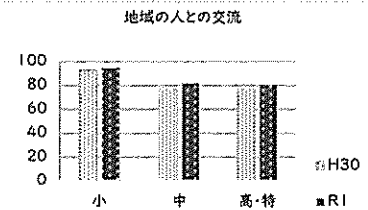
「日記、班ノート、生活つづり方」に取り組んだ学校の割合が、中学校、高等学校・特別支援学校において大きく増加している。

小	:	(H30)	96%	→	(R1)	97%	[Δ1p]
中	:	(H30)	70%	→	(R1)	79%	[Δ9p]
高・特	:	(H30)	41%	→	(R1)	49%	[Δ8p]



「地域の人との交流」に取り組んだ学校の割合が、中学校において大きく増加している。

小	:	(H30)	93%	→	(R1)	95%	[Δ2p]
中	:	(H30)	77%	→	(R1)	82%	[Δ5p]
高・特	:	(H30)	77%	→	(R1)	81%	[Δ4p]

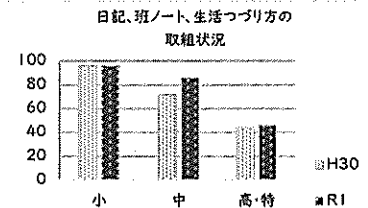


- 日記、班ノート、生活つづり方などの「書き綴る」取組により、子どもたちは自分と向き合い、考えや思いを整理することができます。考えたことや思ったことを他者と共有し、自分が受け容れられていることを実感することが、その場で学ぶ全ての子どもたちの自己肯定感の醸成につながります。
- 地域でともに生きる多様な個性を持つ人たちと出会い、対話することを通して、相手の立場に立って考える力や、相手に共感しありのままに受け止めようとする態度が育てられます。

【豊かな人間関係づくり】

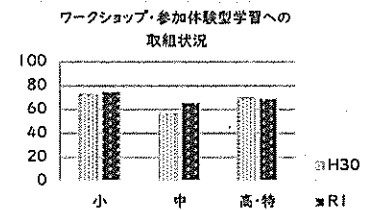
「日記、班ノート、生活つづり方」に取り組んだ学校の割合が、中学校において大きく増加している。

小	:	(H30)	96%	→	(R1)	96%	
中	:	(H30)	72%	→	(R1)	86%	[Δ11p]
高・特	:	(H30)	44%	→	(R1)	46%	[Δ2p]



「ワークショップ形式・参加体験型の学習」に取り組んだ学校の割合が、中学校において大きく増加している。

小	:	(H30)	73%	→	(R1)	75%	[Δ2p]
中	:	(H30)	57%	→	(R1)	66%	[Δ9p]
高・特	:	(H30)	70%	→	(R1)	69%	[▲1p]

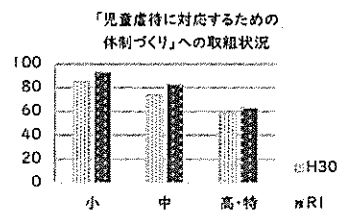


- 「日記、班ノート、生活つづり方」などの取組を通じて、教職員と子ども、子どもどうしが、思いや暮らしを共有しあう取組の積み重ねは、相手を尊重する意識・態度を育てる「きく」力の育成につながります。
- 「ワークショップ形式・参加体験型の学習」は、子どもどうしの関係性の中で「きく」力を高めあうことのできる絶好の機会となります。「なかまとともに」教員向け指導資料集では、人権学習の際に活用できる参加体験型のアクティビティも紹介しています。各学校の実態を十分考慮し、各学校の教育課題に応じて、適宜、内容を追加・修正したり、方法をアレンジしたりしながらより効果的に取り組めるよう工夫する必要があります。

【D 人権が尊重される教育として】

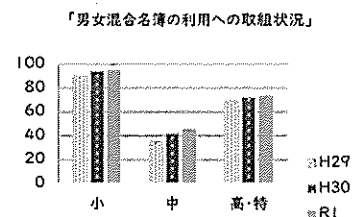
- 「児童虐待に対応するための体制づくり」に取り組んだ学校の割合が増加している。

小	：	(H30)	85%	→	(R1)	93%	【△8p】
中	：	(H30)	74%	→	(R1)	83%	【△9p】
高・特	：	(H30)	58%	→	(R1)	63%	【△5p】



- 男女混合名簿を利用している学校の割合が、昨年に引き続き増加している。

小	：	(H29)	90%	→	(H30)	94%	【△4p】	→	(R1)	95%	【△1p】
中	：	(H29)	35%	→	(H30)	42%	【△7p】	→	(R1)	46%	【△4p】
高・特	：	(H29)	69%	→	(H30)	72%	【△3p】	→	(R1)	74%	【△2p】



- 虐待を受けた子どもたちは、その後の人生において、生きづらさを抱えることも少なくありません。全ての校種において、虐待に対し、日常的に対応できる体制づくりが必要です。
- 質問項目A～サに取り組むことが、全て「隠れたカリキュラム」となります。学校に関わる全ての人々が、日常的に自分の学校における教育のあり方について、人権尊重の視点で確認する習慣が求められます。

【参考となる資料】

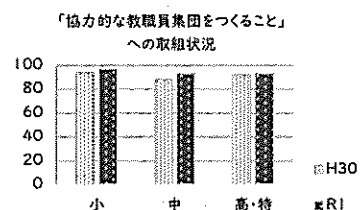
- ◎ いじめ・児童虐待を発見し解決するための体制の確立
(「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」、「事例から学ぶいじめ対応集」、「教職員のための児童虐待対応の手引」等)

2 学校としての組織的な取組について

「人権尊重の視点に立った学校づくりを進める上で力を入れる事項」

- 「協力的な教職員集団をつくること」に取り組んだ学校の割合が増加している。

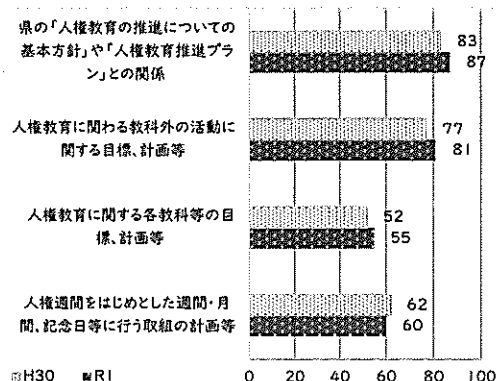
小	：	(H30)	94%	→	(R1)	97%	【△3p】
中	：	(H30)	88%	→	(R1)	93%	【△5p】
高・特	：	(H30)	92%	→	(R1)	93%	【△1p】



- 教育に関わる全ての人々が、あらゆる取組の機会や場面を人権尊重の視点で確かめ合うことは、人権感覚・人権意識を研ぎ澄ますことにつながり、ひいては誰にとっても安全・安心な「人権教育が効果を上げることのできる環境づくり」につながります。
- 教職員が日々のコミュニケーションを大切に、自らの取組や子どもの実態について意見交換を行うことは、互いに認め尊重し合うことのできる教職員集団づくりにつながります。一人一人の子どもたちが大切にされていると実感できる学校づくりのためにも、常に教職員集団のあり方について確認することが必要です。

「人権教育推進計画、人権教育年間指導計画において定めている事項」

- 「人権教育推進計画」、「人権教育年間指導計画」において、県の「人権教育の推進についての基本方針」や「人権教育推進プラン」との関係が定められている学校の割合は87%である。
- 「人権教育に関する各教科等の目標、計画等」「人権教育に関わる教科外の活動に関する目標、計画等」を定めている学校の割合が増加している。
- 「人権週間をはじめとした週間・月間、記念日等を行う取組の計画等」を定めている学校の割合が減少している。



- 人権教育推進計画、人権教育年間指導計画の策定に当たっては、子どもたちの背景にある家庭や地域の実態を踏まえ、学校で取り組むべき重点課題を明らかにすることが必要です。その重点課題に照らして具体的な実践目標を設定し、推進計画を作成することが求められます。また、その計画は校種間連携も見通して作成することが大切です。

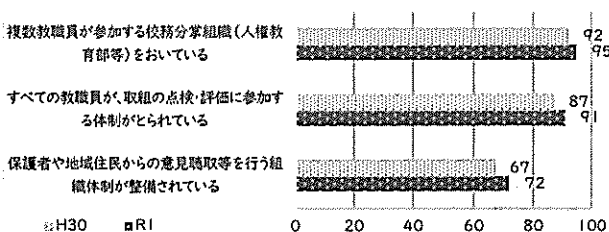
- 全ての教科領域の指導において、その目標やねらいを達成させることは言うまでもありませんが、教材として人権に関わる題材（世界人権宣言や児童の権利条約等）を取り入れることや、人権感覚を養うことにつながる諸技能の育成に取り組むことは、人権実現のための具体的な教育活動として有効です。
- 毎月11日は「人権を確かめ合う日」です。1989年4月に「啓発連協」が提唱し、奈良県が一丸となって人権について考え行動し、人権意識を高め合おうとする取組です。その日に合わせて集会を開いたり、終わりの会で人権に関わる話題について意見を交わしたり、いつもよりもお互いを「大切にする」一日にしてみるなど、創意・工夫を凝らして取り組んでください。

【参考となる資料】

- ◎ 「人権教育推進計画」、「人権教育年間指導計画」の充実
（「人権教育の手びき第55集」p7～14、[第三次とりまとめ]指導等の在り方編 p.17～18、実践編 p.7～11 等）

「体制整備」

- ・ 「複数教職員が参加する校務分掌組織（人権教育部等）をおいている」、「すべての教職員が、取組の点検・評価に参加する体制がとられている」、「保護者や地域住民からの意見聴取等を行う組織体制が整備されている」学校の割合が増加している。



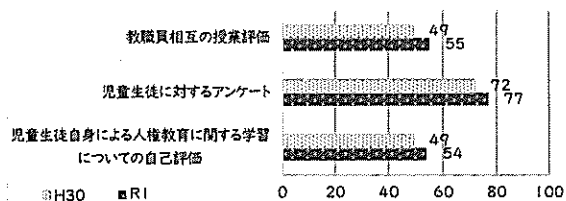
- 人権教育は、特定の場面において一部の人が行うのではなく、すべての教育活動においてあらゆる人が取り組むことが重要であることを踏まえ、学校において、管理職はもとよりすべての教職員が「人権が尊重される学校づくり」に参画する体制を整備することが重要です。
- 学校における人権教育の推進に当たり、保護者や地域住民等による意見をとり入れることは欠かせません。アンケート調査や、授業参観後の保護者との懇談会等において積極的に意見を聞くなど、地域と学校がともに目指すべき子ども像を共有できる体制づくりが必要です。

【参考となる資料】

- ◎ 人権教育推進のためのさらなる体制整備
（[第三次とりまとめ]指導等の在り方編 p.16～17、実践編 p.12 等）
- ◎ 学校としての取組の点検・評価
（「人権教育の手引き第55集」p15～19）

「点検・評価の取組」、「点検評価の手段」

- ・ 「教職員相互の授業評価」、「児童生徒に対するアンケート」、「児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価」に取り組んだ学校の割合が増加している。



- 点検・評価を、学校全体の組織的な取組として位置づけ、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要です。
- 子どもたちが自らの学習について自己評価することや、教職員相互で実践の交流・評価を積極的に行うことは、人権教育に対する意欲・関心、学習の在り方、達成感の状況等を把握する上で有意義であり、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、不可欠な取組といえます。

【参考となる資料】

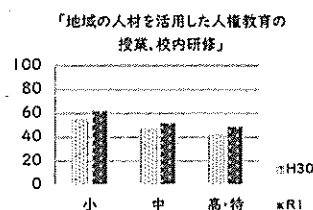
- ◎ 点検・評価の充実
（「人権教育の手びき第55集」p15～20、[第三次とりまとめ]指導等の在り方編 p.18～19、実践編 p.12～15 等）

3 人権教育推進上の連携及び活動の状況

「家庭、地域との連携」

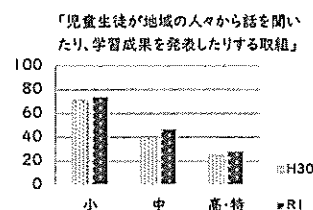
- 「地域の人材を活用した人権教育の授業、校内研修」に取り組んだ学校の割合が増加している。

小	:	(H30)	55%	→	(R1)	62%	[Δ7p]
中	:	(H30)	47%	→	(R1)	52%	[Δ5p]
高・特	:	(H30)	42%	→	(R1)	49%	[Δ7p]



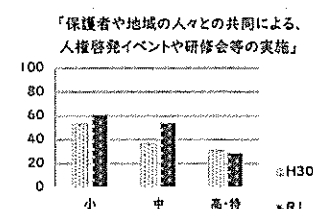
- 「児童生徒が地域の人々から話を聞いたり、学習成果を発表したりする取組」に取り組んだ学校の割合が増加している。

小	:	(H30)	71%	→	(R1)	74%	[Δ3p]
中	:	(H30)	40%	→	(R1)	47%	[Δ7p]
高・特	:	(H30)	25%	→	(R1)	28%	[Δ3p]



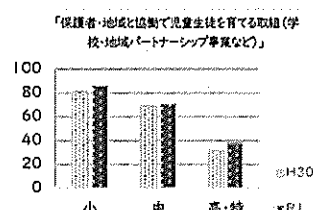
- 「保護者や地域の人々との共同による、人権啓発イベントや研修会等の実施」に取り組んだ学校の割合が中学校で大きく増加している。

小	:	(H30)	53%	→	(R1)	61%	[Δ8p]
中	:	(H30)	37%	→	(R1)	54%	[Δ17p]
高・特	:	(H30)	31%	→	(R1)	29%	[▲2p]



- 「保護者・地域と協働で児童生徒を育てる取組(学校・地域パートナーシップ事業など)」を実施した学校の割合が増加している。

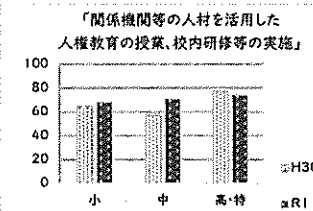
小	:	(H30)	81%	→	(R1)	86%	[Δ5p]
中	:	(H30)	69%	→	(R1)	71%	[Δ2p]
高・特	:	(H30)	32%	→	(R1)	38%	[Δ6p]



「関係機関等との連携」

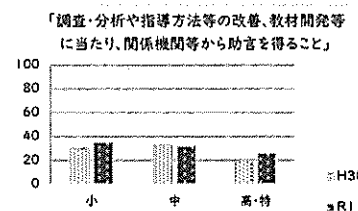
- 「関係機関等の人材を活用した人権教育の授業、校内研修等の実施」に取り組んだ学校の割合が中学校で大きく増加している。

小	:	(H30)	65%	→	(R1)	68%	[Δ3p]
中	:	(H30)	57%	→	(R1)	71%	[Δ14p]
高・特	:	(H30)	77%	→	(R1)	74%	[▲3p]



- 「調査・分析や指導方法等の改善、教材開発等に当たり、関係機関等から助言を得ること」に取り組んだ学校の割合が増加している。

小	:	(H30)	30%	→	(R1)	35%	[Δ5p]
中	:	(H30)	33%	→	(R1)	32%	[▲1p]
高・特	:	(H30)	20%	→	(R1)	26%	[Δ6p]



- 地域の施設、文化財、行事等に込められた人々の願いを知ることは、自らの生き方や社会との関わりについて学ぶことにつながります。このことは、人権の問題を自らのこととして考える能力を育てる上で大変重要な要素になります。
- 大学や研究機関、市民団体など、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権を守り、人権尊重の社会を支える活動をする人々との出会いにつながり、子どもたちにとって人権感覚を培う契機となると考えられます。

【参考となる資料】

- ◎ 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

(「人権教育の手びき第50集」p20~21、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編 p.19~21、実践編 p.16~26 等)

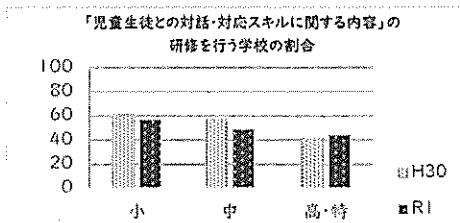
※ 学校や市町村が実施した「地域と共にある学校づくり」の研修会や取組等の様子の紹介
 (奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課地域教育係 <http://www.pref.nara.jp/6188.htm>)

III 平成30年度に実施した特徴的な取組について

「研修の内容」

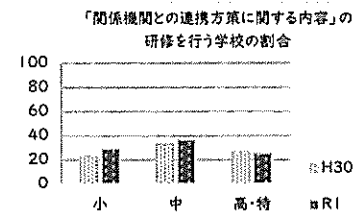
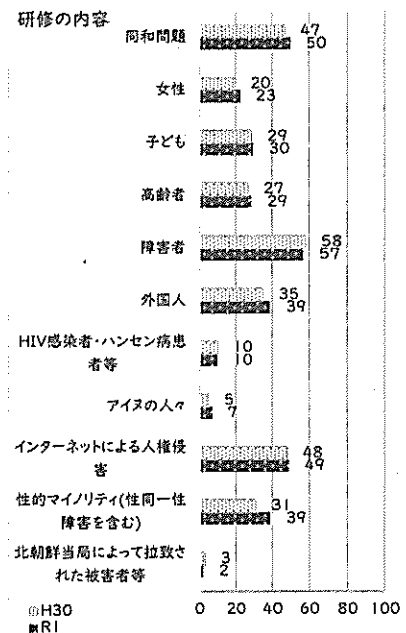
- ・ 「同和問題」、「女性」、「外国人」、「性的マイノリティ(性同一性障害を含む)」に関する研修を行った学校の割合が増加している。
- ・ 「児童生徒との対話・対応スキルに関する内容」の研修を行った学校の割合が、小学校、中学校で減少し、高等学校では増加している。

小	：	(H30) 61%	→	(R1) 57%	【▲4p】
中	：	(H30) 57%	→	(R1) 49%	【▲8p】
高・特	：	(H30) 41%	→	(R1) 44%	【△3p】



- ・ 「関係機関との連携方策に関する内容」の研修を行った学校の割合が、小学校で大きく増加している。

小	：	(H30) 23%	→	(R1) 29%	【△6p】
中	：	(H30) 33%	→	(R1) 36%	【△3p】
高・特	：	(H30) 27%	→	(R1) 25%	【▲2p】



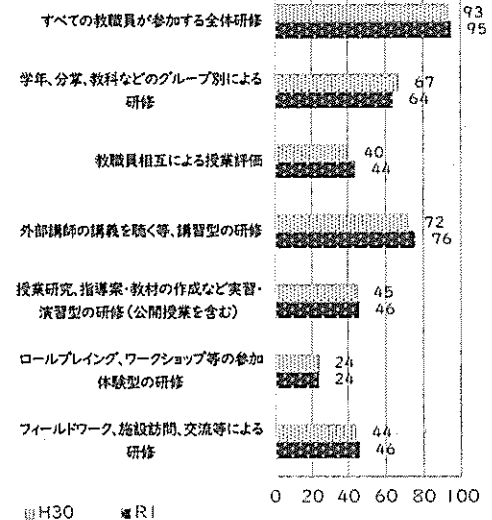
「校内研修の方法」

- ・ 「教職員相互による授業評価」、「外部講師の講義を聴く等、講習型の研修」に取り組んだ学校の割合が増加している。

○ さまざまな人権の個別の課題について研修に取り組むとき、その課題からの学びを、他の個別の問題と関連付けて研修を進めることが大切です。

○ 「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の制定に伴い、部落問題についての研修に取り組んだ学校が増加しています。その気運を、具体的な取組につないでいくことが大切です。

校内研修の方法



「人権教育指導資料集『人権教育の手びき』の活用」

学校種別	H30 (%)	→	R1 (%)	
小	9%	→	11%	【△2p】
中	13%	→	18%	【△5p】
高・特	8%	→	7%	【▲1p】

学校種別	H30 (%)	→	R1 (%)	
小	85%	→	89%	【△4p】
中	84%	→	82%	【▲2p】
高・特	76%	→	76%	

～一人一人が大切にされる教育を目指して!～

本年、奈良県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢の変化と、より人権を自分に引き寄せて考えられる人権教育への指標として、新しい「人権教育推進プラン」を策定しました。

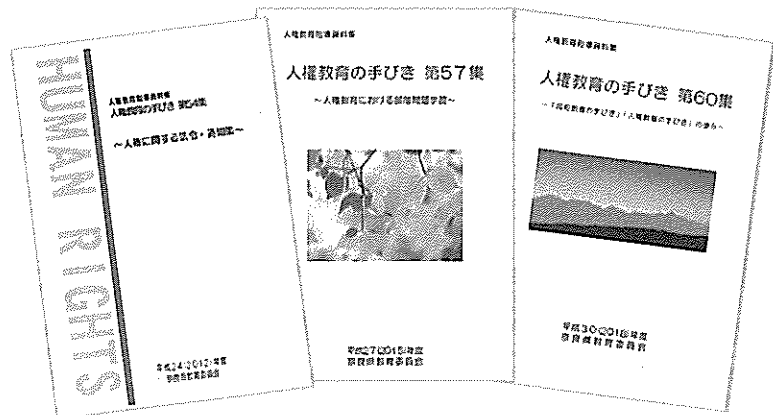
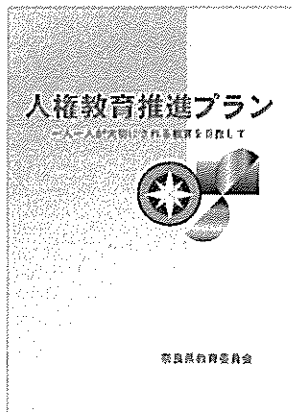
各校においては、児童生徒や地域の実態を考慮しながら、「人権教育の推進についての基本方針」に即し、新しい「人権教育推進プラン」に沿って、人権教育推進計画（学校教育計画）を策定し、取組を進めていただきますよう、お願いします。

人権教育学習資料集
「なかまとともに」
児童生徒向けの
人権教育学習資料集



人権教育指導資料集
「人権教育の手びき」
奈良県の人権教育課題に沿った指導資料集

新しい
「人権教育推進プラン」



B データ編

令和元年度「人権教育の推進に関する調査」結果概要

質問項目ごとに各校種で最も高い割合だった箇所を太字で、「A 傾向と分析、今後の取組に向けて」で解説しているおもな箇所を○で示しています。

I 令和元年度における学校等の実態及び教育課題

・実態調査の有無

実施している学校

[%]

	小学校	中学校	高校等	県全体
R1	98	99	97	98
H30	97	100	96	98
H29	95	96	97	96
H28	96	98	97	97
〈主な調査内容〉	生活実態調査 88% (H30:83%・H29:77%・H28:80%)			
	学習に関する調査 90% (H30:88%・H29:86%・H28:83%)			
	人権に関する意識調査 78% (H30:72%・H29:44%・H28:46%)			

・教育課題（選択肢から3つ以内で回答）

[%]

教育課題は何ですか	小学校	中学校	高校等	R1県	H30県	H29県	H28県
ア つながりのある集団づくり	46	③42	25	41	③44	③40	③44
イ 基盤となる人権意識の確立	26	34	22	28	30	30	31
ウ 基礎学力の定着	①49	①56	③44	①50	②47	②48	②49
エ 違いを豊かさとしてとらえる感性の育成	35	39	25	34	28	33	31
オ コミュニケーション能力の育成	③47	40	①53	②46	①49	①50	①50
カ 主体的に学ぶ意欲や態度の育成	33	39	②47	38	37	37	35
キ 基本的生活習慣の確立	12	11	③44	18	21	18	21
ク 自尊感情の醸成	①49	②43	38	③45	43	39	39
ケ その他	0	0	0	0	1	1	1

II 平成30年度における人権教育の推進について

I 取組の具体的内容について

[A 教育を受ける権利の保障を通して]

[%]

基礎学力を定着させる取組	小学校	中学校	高校等	R1県	H30県	H29県	H28県
ア 授業改善（授業展開・教材・教具の工夫など）	100	98	100	99	99	98	99
イ 授業形態の工夫（少人数指導、T・T、個別学習、班学習など）	99	98	92	97	97	96	97
ウ 朝の会、終わりの会での学習（朝の会前の学習を含む）	89	77	69	82	80	83	82
エ 特設の時間を設けての学習指導（放課後や長期休業中の補充学習など）	71	98	89	82	80	81	81
オ テスト前の補充学習（学力補充講座、質問教室など）	22	95	82	55	53	53	52
カ 課題を有する児童生徒の把握、共通理解	99	98	100	99	99	99	99
キ 家庭訪問による指導	75	74	63	72	70	71	68
ク 読書タイムの設定	95	87	60	86	84	83	86
ケ 関係機関との連携	88	77	71	81	83	81	80
コ その他	7	11	14	9	6	6	4
多様な進路を選択する力の育成	小学校	中学校	高校等	R1県	H30県	H29県	H28県
ア 職業や労働についての学習（職場見学、ゲストティーチャーとの交流等を含む）	89	96	90	91	90	91	92
イ 職業（職場）体験学習	18	92	67	49	48	48	50
ウ 上級学校の見学（学校説明会や授業体験等を含む）	81	95	92	87	84	85	84
エ その他	3	9	17	7	5	6	4

【B 人権についての理解を深める教育として】

[%]

学習した内容	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア 生命・環境の大切さ（平和の大切さ）	99	100	97	99	100	99	98
イ 人権に関する国内外の宣言や規約（世界人権宣言や日本国憲法など）	89	88	79	87	84	86	83
ウ 人権の概念や人権獲得の歴史	73	84	81	78	77	81	79
エ 権利と責任	88	88	85	87	88	84	83
オ 様々な人権問題について	98	99	90	97	98	95	96
・ 同和問題	72	73	71	72	68	71	72
・ 女性	67	53	67	63	56	58	60
・ 子ども	70	54	50	62	57	60	59
・ 高齢者	76	65	60	70	67	66	62
・ 障害者	95	99	85	94	93	93	94
・ 外国人	80	68	78	76	74	76	75
・ HIV感染者・ハンセン病患者等	32	35	29	32	31	36	37
・ アイヌの人々	35	28	29	32	28	31	31
・ インターネットによる人権侵害	87	88	85	87	87	86	84
・ 性的マイノリティ（性同一性障害者を含む）	42	44	60	46	36	29	22
・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	10	10	6	9	7	6	7
・ その他	4	7	14	7	2	3	2
カ その他	0	0	0	0	1	2	2

[%]

人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用		RI県		H30県	H29県
小学校	1年	80	77	82	90
	2年	78		84	94
	3年	76		80	87
	4年	77		83	89
	5年	77		81	88
	6年	76		80	87
中学校	1年	38	42	45	46
	2年	46		48	46
	3年	43		43	39
高等学校	1年	53	48	55	46
	2年	50		45	38
	3年	42		37	42
	4年	33		57	28

特別支援学校小学部・中学部・高等部はそれぞれ小学校・中学校・高等学校で計算。

【C 人権を尊重する主体を育てる教育として】

[%]

豊かな感性・自尊感情を育む取組	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア 自然とふれあう体験活動（飼育、栽培活動等を含む）	99	82	74	89	89	89	89
イ 人や物とふれあう体験活動（社会見学、職業（職場）体験、福祉体験、ゲストティーチャーとの交流等を含む）	99	99	94	98	98	98	98
ウ 学校行事、児童会・生徒会活動等	99	100	97	99	99	99	98
エ ワークショップ形式・参加体験型の学習	78	68	74	74	72	75	74
オ 読み物教材	96	90	71	90	88	87	88
カ 日記、班ノート、生活つづり方等	97	79	49	83	78	80	81
キ 地域の人との交流	95	82	81	88	85	88	87
ク その他	0	0	0	0	2	2	3

豊かな人間関係づくり		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア	コミュニケーション能力等の育成をめざした学習	95	89	90	93	92	93	91
イ	異年齢集団活動	98	81	85	90	88	90	89
ウ	日々の班活動、学級活動	99	98	89	97	95	96	95
エ	学校行事、児童会・生徒会活動等	100	99	96	99	98	99	99
オ	読み物教材	97	86	65	88	86	85	84
カ	日記、班ノート、生活つづり方等	96	83	46	83	79	80	80
キ	地域の人との交流	95	84	83	90	87	89	89
ク	ワークショップ形式・参加体験型の学習	75	66	69	71	68	71	72
ケ	話し合い活動の充実	94	85	72	87	86	87	84
コ	その他	5	5	10	6	2	2	2

【D 人権が尊重される教育として】

[%]

実施した取組		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア	保健・衛生面の配慮	99	94	100	97	96	95	95
イ	日常的な安全管理や安全指導	99	98	100	99	98	99	98
ウ	子どもたちが悩みを相談できる体制づくり	94	100	100	97	96	94	93
エ	保護者に対する教育相談の実施	96	94	92	94	92	91	89
オ	児童虐待に対応するための体制づくり	93	83	63	84	77	79	78
カ	いじめを発見し、解決するための体制づくり	100	100	100	100	100	100	99
キ	掲示物（児童・生徒の作品等を含む）の工夫	94	93	82	91	90	90	91
ク	子どもたちの発表の場や発信の機会の確保	96	96	92	95	93	94	95
ケ	子どもたちの企画や意見の学校行事等への反映	93	95	93	93	93	91	92
コ	男女混合名簿の利用	95	46	74	77	74	70	68
サ	その他	3	4	10	5	2	1	1

2 学校としての組織的な取組について

・人権尊重の視点に立った学校づくりを進める上で力を入れた事項

[%]

		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア	人権一般に関わる教職員の知識を深める	79	70	75	76	76	81	77
イ	教職員の人権感覚・人権意識を養う	95	91	94	94	91	95	94
ウ	人権問題、人権課題に対する教職員の理解の向上	91	84	93	89	89	90	89
エ	日常における教職員の言動等に配慮すること	90	90	90	90	89	92	90
オ	他者との望ましい人間関係を形成するためのスキルを高めること	86	77	82	82	80	83	82
カ	協力的な教職員集団をつくること	97	93	93	95	91	95	93
キ	その他	0	0	0	0	1	1	1

・推進計画や年間指導計画の中で定めている事項

[%]

		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	H29県	H28県
ア	県の「人権教育の推進についての基本方針」や「人権教育推進プラン」との関係	89	86	83	87	83	83	84
イ	学校の教育活動全体の目標等との関係	100	96	100	99	97	98	96
ウ	人権教育に関する各学年の目標、計画等	97	96	92	96	96	96	97
エ	人権教育に関する各教科等の目標、計画等	63	52	39	55	52	53	53
オ	人権教育にかかわる教科外の活動に関する目標、計画等	79	82	86	81	77	77	76
カ	個別的な人権課題への取組に関する目標、計画等	67	59	63	64	61	58	59

キ	交流活動や体験活動、課題探究型の学習活動などの実施に関する目標、計画等	71	72	81	73	70	70	68
ク	家庭・地域・関係機関等との連携または校種間の連携に関する目標、計画等	74	71	69	72	69	74	70
ケ	人権週間をはじめとした週間・月間、記念日等を行う取組の計画等	69	47	54	60	62	62	62
コ	教職員研修に関する目標、計画等	86	78	86	84	84	85	82
サ	その他	2	4	8	4	0	1	1

・体制整備

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体	
ア	主要な方針・計画の企画立案を行う組織または会議等に管理職が参加している	90	85	88	88	86	58	55	50	55
イ	主要な方針・計画についての決定は、校長が責任を持って行っている	97	97	96	97	96	79	73	63	75
ウ	人権教育推進担当者を置いている	98	96	97	97	97	83	79	66	79
エ	複数教職員が参加する校務分掌組織を置いている	96	94	94	95	92	43	47	52	45
オ	教職員が、全体計画・年間指導計画等の見直し・策定に参加する体制が執られている	96	83	79	89	88	65	49	30	55
カ	すべての教職員が、取組の点検・評価に参加する体制がとられている	95	88	83	91	87	65	54	34	57
キ	教職員間で実践の交流・評価が行われている	91	82	69	84	82	53	47	27	47
ク	保護者や地域住民からの意見聴取等を行う組織体制が整備されている	76	64	71	72	67	38	30	30	35
ケ	その他	0	0	0	0	1	2	1	1	2

・点検・評価の取組

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体	
ア	各学期・年度ごとに、“振り返り”のための情報交換・討議等を行っている。	98	96	92	96	93	68	59	44	61
イ	“振り返り”のための客観的データの収集・整理等を行っている。	74	68	82	74	72	41	35	31	38
ウ	取組の成果等を測定するための評価観点を作り、評価を行っている。	47	36	42	43	39	15	10	16	14
エ	取組の成果に関する評価を踏まえ、年度等ごとに目標、計画等の見直しを行っている。	94	89	89	92	89	70	68	60	68
オ	その他	1	2	7	2	0				

・点検・評価の手段

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体	
ア	教職員に対するアンケート	79	81	61	76	73	74	72	52	71
イ	教職員相互の授業評価	58	55	43	55	49	32	29	16	29
ウ	児童生徒に対するアンケート	76	76	81	77	72	71	65	64	67
エ	児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価	57	56	43	54	49	28	29	20	27
オ	保護者等に対するアンケート	82	66	51	71	68	62	58	39	57
カ	P T A の会合等の機会を通じた保護者等からの意見聴取	72	61	61	66	66	38	33	24	35
キ	学校評議員等からの意見聴取	86	71	69	78	76	62	51	46	56
ク	その他	0	0	0	0	2	3	3	5	4

3 人権教育推進上の連携及び活動の状況

・校種間の連携

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体
ア 連絡会 (情報交換会等)	96	95	58	88	88	48	46	21	43
イ 複数校種を通じた一貫性のあるカリキュラムの整備のための共同研究等	40	46	17	38	37	16	19	5	15
ウ 異なる校種の学校と連携した授業公開・授業研究・合同研修会等	83	78	32	72	70	49	55	21	46
エ 異なる校種の学校と連携した児童生徒の異年齢交流の取組	77	59	42	65	64	51	40	25	45
オ 特別支援学校と小・中・高校等とが連携した児童生徒の交流活動	54	38	39	47	47	28	16	20	25
カ 郡市町村研究会での実践交流	85	81	29	73	70				
キ その他	0	0	0	0	1	2	2	5	2

・家庭、地域との連携

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体
ア 地域の人材を活用した人権教育の授業、校内研修	62	52	49	57	51	40	42	39	40
イ 児童生徒が地域の人々から話を聞いたり、学習成果を発表したりする取組	74	47	28	58	53	46	32	16	38
ウ 児童生徒の人権啓発の作文、ポスター等の発表・展示	82	83	74	81	83	56	60	17	51
エ HP、学校だより、PTAの広報誌等を通じた情報発信	89	81	75	84	84	59	59	36	55
オ 保護者との懇談会、地域との協議会等において、学校の取組の説明・意見交換	84	58	47	70	67	52	44	30	47
カ 保護者や地域の人々との共同による、人権啓発イベントや研修会等の実施	61	54	29	53	44	28	22	14	24
キ 保護者・地域と協働で児童生徒を育てる取組(学校・地域パートナーシップ事業など)	86	71	38	73	68				
ク その他	0	0	0	0	1	4	4	3	4

・関係機関等との連携

[%] 文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体
ア 関係機関等の人材を活用した人権教育の授業、校内研修等の実施	68	71	74	70	65	49	44	49	48
イ 児童生徒が調べ学習の際、関係機関に取材したり、成果を送ったりする取組	22	19	15	20	18	12	10	3	11
ウ 児童生徒が各種施設を訪問して、様々な人々と交流したり、ボランティア活動を実施したりする取組	51	64	72	59	61	68	71	57	66
エ 調査・分析や指導方法等の改善、教材開発等に当たり、関係機関等から助言を得ること	35	32	26	33	29	12	9	7	11
オ その他	2	3	7	3	1	4	3	4	4

Ⅲ 平成30年度に実施した特徴的な取組について

・研修の内容

[%] 文部科学省 (H24)

		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	児童生徒の意識、抱える問題などに関する内容	91	89	89	90	89	62	65	70	64
イ	児童生徒との対話・対応スキルに関する内容	57	49	44	53	56	47	40	36	44
ウ	人間関係づくり、集団づくりに関する内容	82	74	65	76	76	85	82	57	80
エ	さまざまな人権課題に関する内容	76	72	86	77	71	15	20	36	19
	・同和問題	50	45	60	50	47	/			
	・女性	21	20	32	23	20				
	・子ども	33	27	25	30	29				
	・高齢者	24	35	31	29	27				
	・障害者	55	54	67	57	58				
	・外国人	37	34	50	39	35				
	・HIV感染者・ハンセン病患者等	8	14	11	10	10				
	・アイヌの人々	6	10	8	7	5				
	・インターネットによる人権侵害	43	48	65	49	48				
	・性的マイノリティ（性同一性障害者を含む）	33	39	57	39	31				
	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等	1	4	4	2	3				
	・その他	3	3	10	4	2				
オ	人権教育の教材に関する内容	60	61	61	61	60	14	15	14	14
カ	授業等で使える学習プログラム等に関する内容	42	43	40	42	42	25	23	14	23
キ	人権教育の指導技術に関する内容	37	33	39	36	35	13	18	16	15
ク	家庭・地域への情報発信、家庭・地域との意見交流等に関する内容	37	26	32	33	35	17	15	17	16
ケ	関係機関との連携方策に関する内容	29	36	25	30	27	3	4	10	4
コ	その他	3	4	10	4	1				

・校内研修の方法

[%] 文部科学省 (H24)

		小学校	中学校	高校等	RI県	H30県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	すべての教職員が参加する全体研修	97	91	94	95	93	88	83	74	84
イ	学年、分掌、教科などのグループ別による研修	64	61	71	64	67	18	35	31	25
ウ	教職員相互による授業評価	45	51	31	44	40	25	24	16	24
エ	外部講師の講義を聴く等、講習型の研修	77	69	82	76	72	40	38	59	42
オ	授業研究、指導案・教材の作成など実習・演習型の研修（公開授業を含む）	48	51	35	46	45	30	25	10	26
カ	ロールプレイング、ワークショップ等の参加体験型の研修	28	18	25	24	24	23	16	15	20
キ	フィールドワーク、施設訪問、交流等による研修	51	42	36	46	44	11	9	12	11
ク	その他	0	0	0	0	1				

※ P4～6の文部科学省（H24）の表は、「平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査」の結果をまとめたものです。

〈平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査〉

趣 旨： 今後の人権教育の一層の推進に活用するため、平成24年度時点での取組状況を把握する。

調査対象： 1,872 公立学校（全国の市区町村立小・中学校並びに都道府県立高等学校及び特別支援学校のうちから、各都道府県ごと・学校種ごとに無作為抽出。抽出率は5%。）

・人権教育指導資料集「人権教育の手びき」の活用 [%]

	小学校	中学校	高校等	R1県	H30県	H29県
ア 全体研修で活用	11	18	7	12	10	13
イ 学年・部会別研修で活用	27	25	24	26	26	26
ウ 個人研修で活用	89	82	76	85	83	87
エ 活用していない	7	14	22	12	9	9